

議 案 第 100 号

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

松戸市立総合医療センターが開院したことに伴い、病院事業建設事務局を廃止するため。

松戸市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

松戸市病院事業の設置等に関する条例（昭和43年松戸市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条中「及び建設事務局」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。